

教育職員免許法の特例にもとづく「介護等の体験」
社会福祉施設等受入調整事業実施要領（大学等用）

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

1 趣旨

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下、「介護等体験特例法」という）等が施行され、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者は、その要件として社会福祉施設その他の施設（以下、「社会福祉施設等」という）又は特別支援学校での「介護等の体験」が義務付けられました。

このことに伴い、対象となる社会福祉施設等への円滑な受け入れを推進しようとするものです。

2 対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

（盲・聾・養護学校の教員免許状を受けている者、保健師・看護師・介護福祉士などの介護等に関する専門的知識及び技能を有する者は免除）

3 「介護等の体験」の内容等

（1）「介護等の体験」の内容

介護等体験特例法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」と規定されており、次の内容とする。

- ① 高齢者、障害者等に対する介護、介助
- ② 高齢者、障害者等の話し相手
- ③ 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- ④ 掃除や洗濯といった、高齢者・障害者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など

（2）「介護等の体験」の実施施設

受入対象となる社会福祉施設等は、介護等体験特例法の関係法令に根拠を有する下記の施設とする。

- ① 社会福祉施設（保育所を除く社会福祉施設）
- ② その他の施設（老人保健施設、指定国立療養所等）

（3）「介護等の体験」の期間等

- ① 原則として連続した5日間とします。
- ② 1日当たりの「介護等の体験」の時間は、概ね5～6時間程度とします。

4 「介護等の体験」の受入調整窓口

社会福祉施設等については、高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が受入調整を行います。

5 大学等の業務

- (1) 「介護等の体験」の申込みにあたっては、大学等において学生からの希望をとりまとめ、「介護等体験申込書」（様式1-1及び1-2）により、一括して県社協に申込みものとします。
- (2) 大学等が学生からの希望をとりまとめるにあたっては、原則として月曜日から金曜日までの連続した5日間とし、特定の時期に集中することがないように、あらかじめ年間を通して調整してください。（ただし、月曜日が祝日の場合は、火曜日から土曜日までとします。）
- (3) 対象の学生で帰省先のある学生については、できるだけ帰省先で実施するよう指導してください。
- (4) 学生が社会福祉施設等又は県社協に直接申し込んだ場合は、大学等に連絡いたしますので、(1)～(3)の手続きをとるよう指導してください。
- (5) 大学等は、学生への事前指導等を通じ、「介護等の体験」実施のための指導を十分に行ってください。

6 県社協の業務

- (1) 大学等担当者との連絡協議
学生の受入調整及び体験等に伴う具体的事項について協議を行います。
- (2) 調整及び通知業務
大学等からの申込書と社会福祉施設等の年間受入計画書をもとに調整を行い、その結果を「介護等体験受入決定通知書」（様式2-1及び2-2）により、大学及び社会福祉施設等に通知します。
なお、調整にあたっては、学生の希望および利便性等を考慮して地域、時期、施設種別等の調整を行います。すべての希望に沿いかねる場合がありますのであらかじめ御承知おきください。

7 「介護等の体験」に関する費用および支払い方法

- (1) 費用について
学生一人当たりの「介護等の体験」に伴う費用は、下記のとおりとします。
1日 1,500円×5日間
〔内訳〕①社会福祉施設等への体験費用 1日 1,000円×5日間=5,000円
②県社協への調整事務費用 1日 500円×5日間=2,500円
- (2) 支払方法について
① 社会福祉施設等への体験費用は、体験初日に学生が直接支払ってください。
(事前振込みを希望する場合は、大学から社会福祉施設等へ直接問い合わせを

お願いします。)

- ③ 県社協への調整事務費用は、決定通知受領後1ヶ月以内に、対象学生全員分をまとめて指定銀行口座へお振り込みください。

<名 義>	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
	会長 井奥 和男
<口 座>	四国銀行 県庁支店 普通預金 0000045

8 「介護等の体験」に伴う事故等への対応

(1) 保険への加入

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応をお願いします。

(2) 健康管理等

学生は、社会福祉施設等での「介護等の体験」申込みにあたって、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）のコピーを事前に施設へ提出するものとします。

施設等によって細菌検査の提出が必要な場合がありますが、その際は社会福祉施設等から学生に事前連絡がありますので、健康診断書と同様の対応をお願いします。

9 その他

(1) 昼食代については、学生の負担とします。

(2) 「介護等の体験」は、原則として宿泊を伴わないものとしておりますが、受け入れ施設・事業所の就業形態や催事の都合などにより早朝や夜間が含まれる場合があります。

(3) 特別な事情により、予定日に体験ができなくなった場合は、速やかに当該施設に連絡し、代替日を調整してください。当該施設で代替日が設定できない場合は、別の社会福祉施設等を調整いたしますので、県社協に連絡してください。

(4) 「介護等の体験」を行う学生の態度等が著しく悪い場合などで社会福祉施設等からの申し出があれば、「介護等の体験」を中止する場合があります。

附則

この要領は令和7年3月3日から施行する。